

伊佐市新庁舎建設基本計画策定支援業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和元年5月17日

伊佐市長 隈元 新



## 1 業務の目的

本業務は、新庁舎建設に向けて平成30年度に策定した「伊佐市新庁舎建設基本構想」に基づき、新庁舎の基本理念や備えるべき機能など設計業務の前提となる整備方針や与条件を整理し、新庁舎建設に求める市民意向の把握や庁内の合意形成を調整することなどにより、庁舎の配置・規模、概算事業費、建設スケジュールなど新庁舎の基本設計に反映すべき事項等に関する方針を示すための基本計画の策定を総合的に支援することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名称

伊佐市新庁舎建設基本計画策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙「伊佐市新庁舎建設基本計画策定支援業務仕様書(案)」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月27日まで

### (4) 予算額

業務に係る費用の上限は、13,800,000円(消費税及び地方消費税含む)

## 3 参加資格要件

本提案に参加する者(以下「参加者」という。)は、次のいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。当該要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこと。

### (1) 参加資格

ア 平成21年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した庁舎の建設に係る基本計画策定に関する業務を完了した実績を有すること。

イ 平成21年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した各種計画策定に関して、住民参加によるワークショップの企画及び運営等の業務を完了した実績を有すること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱(平成20年告示第80号)による指名停止の措置を受けていないこと。

カ 伊佐市暴力団排除条例(平成24年条例第25号)に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

キ 国税（法人の場合は法人税及び消費税、個人の場合は所得税及び消費税）に滞納がないこと。

(2) 技術者等の配置

参加者は本業務に関して管理技術者及び担当技術者を配置すること。

ア 参加者と直接的雇用関係を有する管理技術者を1人配置すること。

イ 管理技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。

ウ 管理技術者は、平成21年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した庁舎の建設に係る基本計画策定に関する業務を完了した実績を有すること。

エ 本業務遂行にあたり必要と考える担当技術者を配置すること。

オ 担当技術者のうち1人以上は、平成21年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した各種計画策定に関して、住民参加によるワークショップの企画及び運営等の業務を完了した実績を有すること。

カ 管理技術者を除く担当技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。

(3) 共同企業体の資格

ア 共同企業体の構成員の数は2又は3者とする。

イ 構成員の全てが(1)ウからキの資格を満たす者であること。

ウ 代表者は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

4 事務局

〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地  
伊佐市役所 財政課 財産管理活用係  
Tel.0995-23-1311 内線 1146  
E-mail kanzai@city.isa.lg.jp

5 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	令和元年5月17日(金)
参加表明書の提出期間	令和元年5月17日(金)から5月28日(火)
質問受付期間	令和元年5月17日(金)から5月22日(水)
質問回答日	令和元年5月24日(金)
企画提案提出要請(参加資格審査通知)の通知	令和元年5月30日(木)
企画提案書等の提出期限	令和元年6月12日(水)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和元年6月19日(水)
特定結果の通知	令和元年6月20日(木)(予定)
契約	令和元年6月下旬

※その他詳細は、「伊佐市新庁舎建設基本計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。